



令和4年4月4日
住宅局住宅生産課

令和4年度「長期優良住宅化リフォーム推進事業」の募集を開始します! ～既存住宅の性能向上、子育てしやすい環境等の整備に向けて～

既存住宅の性能向上や子育てしやすい環境等の整備に資する優良なリフォームを支援する「長期優良住宅化リフォーム推進事業」について、4月8日（金）より募集を開始します。

1) 対象事業

以下の①、②を満たす戸建住宅又は共同住宅のリフォーム工事

- ① インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
- ② 工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されていること

2) 補助対象費用

- ・性能向上リフォーム工事に要する費用
- ・子育て世帯向け改修工事に要する費用
- ・インスペクション、維持保全計画・履歴作成に要する費用 等

3) 補助率・補助限度額

- ・補助率：補助対象費用の1／3
- ・補助限度額：原則 100万円／戸

4) 受付期間

○通年申請タイプ

- ・事業者登録の受付期間：令和4年4月8日（金）～令和4年11月30日（水）

○事前採択タイプ「安心R住宅」「提案型」

- ・提案の受付期間：令和4年4月8日（金）～令和4年5月27日（金）

※事業内容、事業者登録、応募方法等の詳細、交付申請等の手続きの詳細

については、下記のホームページをご覧ください。

●長期優良住宅化リフォーム推進事業 総合トップページ

ホームページ：http://www.kenken.go.jp/chouki_r/

※令和4年度事業のページは4月8日より公開



<問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 住宅生産課

電話（代表）03-5253-8111（内線39-431、463）、FAX 03-5253-1629

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に対して支援を行う。

事業概要

【対象事業】

以下の①、②を満たすリフォーム工事

- ①インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
- ②工事后に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること

【補助率】 1／3

【限度額】 100万円／戸

- 長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合 200万円／戸
- 以下のいずれかの場合、上記の限度額に、50万円／戸を加算
 - ・三世代同居改修工事を併せて行う場合
 - ・若者・子育て世帯が工事を実施する場合
 - ・既存住宅を購入し工事を実施する場合
 - ・一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20%とする場合**

※ 従来の高度省エネルギー型(250万円／戸)は廃止

下線部は令和4年度予算における見直し事項

○インスペクションの実施　○維持保全計画・履歴の作成

- 性能向上等
 - ・耐震性
 - ・維持管理・更新の容易性
 - ・劣化対策
 - ・バリアフリー性
 - ・省エネルギー性
 - ・可変性

○子育て世帯向け改修　○三世代同居改修

○防災性・レジリエンス性向上改修

